

「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」 開催要領

1. 趣旨

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成 25 年法律第 96 号。以下「法」という。）は、平成 25 年 12 月 11 日に公布され、法の円滑かつ実効的な運用を図る観点から、その施行までに十分な準備活動が必要であるところ、法等を適切に実施し、特定適格消費者団体の業務の適正を確保するため、特定認定の申請に対する審査並びに特定適格消費者団体に対する監督及び不利益処分の基準等について、特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等（以下「ガイドライン等」という。）を定め、その基準等を明らかにする必要がある。

このため、法附則第 3 条の趣旨を踏まえつつ、ガイドライン等の策定の在り方について検討を行うものである。

2. 検討項目

- (1) 特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針の在り方
（認定基準、報酬基準、通知・公告、濫訴防止、財産管理等）
- (2) 法第 27 条に規定する相手方による公表の在り方

3. 位置付け

消費者庁長官の検討会として開催する。

4. スケジュール及び今後の進め方

検討会を月 1 回程度開催し、検討事項について討議するとともに、関係者からのヒアリング等を行い、平成 26 年度中を目途にガイドライン等の策定の在り方を取りまとめる。

5. 委員等

- (1) 検討会は、別紙の者で組織する。
- (2) 検討会に座長を置き、座長は消費者庁長官があらかじめ指名する者とする。

特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会
委員名簿

えのもと 榎本	ようすけ 陽介	全国商工会連合会企業支援部企業環境整備課長
おおこうち 大河内	みほ 美保	主婦連合会参与
おおたか 大高	ともかず 友一	弁護士
かわぐち 川口	まさのり 昌紀	税理士、日本税理士会連合会公益活動対策副部長
こうら 小浦	みちこ 道子	一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局
さわ 澤	あきお 陽男	公益社団法人経済同友会企画部マネージャー
ますだ 升田	じゅん 純	中央大学大学院法務研究科教授、弁護士
みき 三木	すみこ 澄子	消費生活専門相談員
わた 和田	てるこ 照子	一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部主幹
わたなべ 渡部	みゆき 美由紀	名古屋大学大学院法学研究科教授

(:座長 五十音順・敬称略)